

【目次】

1. 雇用・労働・WLB施策（7項目）	- 1 -
2. 経済・産業・中小企業施策（6項目）	- 3 -
3. 福祉・医療・子育て支援施策（4項目）	- 6 -
4. 教育・人権・行財政改革施策（9項目）	- 10 -
5. 環境・食料施策（5項目）	- 13 -
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（5項目）	- 15 -
7. 堺地区協議会独自要請項目（7項目）	- 21 -
政策・予算要請 用語集	- 24 -

## 1. 雇用・労働・WLB施策（7項目）

### (1) 雇用・就労対策の充実・強化について <補強>

将来の労働力人口不足や女性の活躍促進など、雇用環境をめぐる課題は多くあることから、緊急的な対策時以外でも「大阪雇用対策会議」を開催すること。働き方改革の指針ともなる「あるべき大阪の労働モデル」などについて、実務者レベルから協議をスタートさせるなど、行労使関係団体が一体となって取り組むこと。

(回答)

#### 【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

大阪雇用対策会議の活用につきましては、会議構成各機関、団体の意向や協議の動向等を踏まえながら、引き続き連携・協力してまいります。

また、堺市域においては、行政機関、労働者団体、経営者団体等、地域の関係機関・団体で構成する堺雇用労働推進会議（堺市域労働ネットワーク）において、雇用労働に関する課題共有や意見交換を行うとともに、雇用・就労に関する事業の推進に、連携を密にして取り組んでいるところです。

### (2) 地域での就労支援事業強化について <継続>

就職困難層に対する地域就労支援事業について、市町村の事業実績をもとに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化をはかること。さらに、各市町村での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築すること。また、各市町村と国、大阪府、経済団体、労働団体などが連携する「地域労働ネットワーク」の機能を強化させ、各地域の実情にあわせた雇用・就労対策をきめ細やかに行うこと。

(回答)

#### 【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

本市では、公益財団法人堺市就労支援協会内に「堺市地域就労支援センター」を開設し、中高年齢者や障害者、母子家庭の母親等、働く意欲・希望がありながら、様々な要因のため就労できない就職困難者を支援しております。また、大阪府・市町村就労支援事業推進協議会に設置された部会において本市の地域就労支援事業の状況報告や泉州地域の自治体と情報交換を行っています。また、堺市域においては、本市が「地域労働ネットワーク」の事務局を務めており、地域の雇用労働に関する課題共有や意見交換を行うとともに、雇用・就労に関する事業の推進に、連携を密にして取り組んでいるところです。

今後とも、関係機関と連携・協力しながら、雇用労働に関わる課題への対応に取り組んでまいります。

#### 【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課】

本市では、母子家庭の母親等に対して、堺市母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就労支援を行っています。とりわけ、児童扶養手当を受給している方に対して、特性・就労ニーズに合わせた就労支援メニューを策定し、ハローワークと連携を図りながら、より細やかな就労支援事業に取り組んでいます。

また、ハローワーク堺、堺市母子家庭等就業・自立支援センター、堺市の三者で、母子家庭の母親等に対しての堺市域における就労動向や就職支援について情報交換の場を必要に応じて設け、より地域に根ざした就労支援に取り組んでいます。

### (3) 基金事業の総括と独自事業の展開について <継続>

これまで実施した基金事業の総括をきめ細やかにを行い、大阪の雇用環境は改善傾向にあるとはいえ、全国と比して依然厳しい状況にあることから、何らかの形で基金事業が継続されるよう国に要望すること。また、「まち・ひと・しごと創生推進会議」とも連携し、独自事業の展開とともに、積極的な予算措置を行うこと。

(回答)

#### 【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

本市では、これまで緊急雇用創出基金事業を活用し、堺ジョブチャレンジ推進事業等を実施し、一時的な雇用・就業機会に加え、安定的な雇用の創出にも一定の効果のある事業を実施してまいりました。国への要望につきましては、指定都市市長会を通じて持続的な地域発展のため正規雇用や長期的な雇用につながる効果的な交付金制度の創設等について要請を行っているところです。

今後とも、「堺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策を着実に実施するとともに、引き続き失業者の雇用拡大、職場の定着支援、在職者の処遇改善等につながる事業の展開に努めてまいります。

**(4) 工業高校などの整備について <継続>**

ものづくりの技術を学ぶ高等学校（大阪市立各工業高校、堺市立堺高校）に対して、設備の更新・充実や最新機器の導入など、最優先に行い、工業技術者として社会に貢献できる人材育成を行うこと。

(回答)

【教育委員会事務局 学校教育部 教務課】

堺高校では、本市企業の技術者から生徒が技術指導を受けるなど、地元企業と連携・協力するなかで、例年、市内の企業からも多くの求人をいただいています。

設備の更新・充実については、毎年、設備整備費を確保し、整備に努めているところです。

今後も、本市唯一の市立高校として、専門教育を通して生徒一人ひとりの個性を引き出し、それぞれの世界において活躍し、社会に貢献できる人材の育成に取り組んでまいります。

**(5) 生活困窮者自立支援の充実・強化について <継続>**

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたことから、法の趣旨に基づき、生活困窮者個々人の事情や状況にあわせて、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援を、有効に機能させること。とくに就労支援や生活支援（福祉・家庭環境など）に関係する部署が連携し、各支援員を適正に配置するなど生活困窮者自立支援事業の体制を強化すること。

また中間的就労事業者の参入促進や新規開拓を図るとともに、事業所支援（補助金・優先発注など）を強化すること。

(回答)

【健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課】

生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るための制度として、平成27年4月1日付で施行されました。

本市におきましては、堺市総合福祉会館内に「堺市生活・仕事応援センター すてっぷ・堺」との名称で相談窓口を開設し、必須事業である自立相談支援事業を実施しています。また、任意事業として、学習と居場所づくり支援事業や就労準備支援事業を実施するとともに、就労訓練事業所の認定や参入促進のための周知なども行っているところです。

相談に訪れた方に対しては、相談支援員による丁寧な相談支援と、個々の困窮状態に応じた各事業を実施しています。

また、生活に困窮されている方を早期に把握し支援につなげるため、アウトリーチ型の相談支援を実施するとともに、庁内関係課による連携会議を開催し、生活困窮者に対する包括的な支援が実施できるよう努めているところです。

**(6) メンタルヘルスやハラスメントの相談機能強化と法違反企業対策について <継続>**

最近の労働相談では、「職場のいじめ・嫌がらせ」に関するハラスメント相談が近年急増している。また、職場におけるメンタルヘルスの問題も増加していることから、予防対策や早期発見による適切な指導などが行えるよう、専門的知識を有したカウンセラーなどと協力して相談機能を強化するとともに、労働基準監督署と連携し、マニュアル・ガイドライン等による啓発活動を強化すること。

さらに、長時間労働の強要や強制的残業代のカットなどの法違反を行う悪質な企業が社会問題となっていることから、相談を通じてそのような疑いがあれば、労働基準監督署とも連携し、適切な施策を講じること。

(回答)

【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】

本市では、雇用・労働に関する労働相談窓口を設け、職場におけるトラブルや悩みについて相談を受け、解決に向けてのアドバイスや支援を行っており、本庁や区役所での相談に加え、サンスクエア堺での週2回の夜間相談や社会保険労務士会との連携による月1回の土曜日の相談も実施しているところです。

また、職場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、大阪府や地域産業保健センター等との共催により、事業場内メンタルヘルス推進担当者研修を実施しています。

今後とも労働者や事業主の身近な相談機関として労働相談を継続するとともに、労働基準監督署をはじめ関係機関と連携した対応に努めてまいります。

## **(7) 仕事と生活の調和推進にむけて**

### **①女性の就業支援について <継続>**

女性の雇用状況で、とくに大阪は、出産・子育て期に低下するM字カーブの谷が全国平均より深い、一方で女性全体の就業希望者は全国平均より高くなっている。そこで、次年度から実施予定の「女性の活躍推進法」を見据えるとともに、大阪府で取り組んでいる「男女いきいき・元気宣言」登録事業者を増やす取り組みを強化し、大阪労働局と連携して次世代認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん(特例認定制度)」の周知・啓発に努め、子育てサポート企業認定の取得促進をはかること。

(回答)

#### **【産業振興局 商工労働部 雇用推進課】**

本市では、仕事と生活の調和のとれた働き方を推進するため、企業の人事労務担当者を対象に「ワーク・ライフ・バランスを考えるセミナー」を開催し、関係法令についての解説や先進企業の事例紹介を行っています。

また、女性の活躍を促進するため、さかい JOB ステーション内「女性しごとプラザ」における総合的な就職支援や、出産、育児、介護等を理由に退職された女性のキャリアブランク解消を支援する事業を実施しております。

今後も引き続き、大阪労働局、大阪府等と連携し、女性が働き続けやすい職場環境づくりと女性の活躍支援に取り組んでまいります。

### **②父子手帳の発行について <新規>**

男性の育児休暇取得率向上など積極的な育児参加を促すとともに、育児休業給付金など各種制度を周知する目的から、「父子手帳」を発行して配布し、男性が仕事も家庭も大切にしている意識の醸成および向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス社会実現の一助とすること。

(回答)

#### **【市民人権局 男女共同参画推進担当 男女共同参画推進課】**

本市では「第4期さかい男女共同参画プラン」の基本課題のひとつに「ワーク・ライフ・バランスの推進」を掲げ、男性の働き方の見直しをはじめとする意識改革を進めるためのさまざまな事業をおこなっています。

男女共同参画推進課だよりにおいて、育児休業など労働に関する情報や男性の家事・育児への参画に関する記事を掲載するとともに、フォーラムや男女共同参画週間などの機会をとらえて、「ワーク・ライフ・バランス」や「男性の家事・育児への参画」などのテーマの講演会を実施し、広く啓発を行っています。

また、男女共同参画交流の広場においては、男性の悩みの相談を実施し、仕事中心の男性役割に対するプレッシャーや悩みに、専門の男性カウンセラーが対応しています。

今後も引き続き、「ワーク・ライフ・バランス」社会実現のため、情報発信と啓発に努めてまいります。

#### **【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課】**

本市では、ご夫婦で安心して子育てを行っていただけるよう、妊娠届出をされた全員の方に保健師が面接を行いながら、男性の育児参加や働くご夫婦が利用できる制度などについて記載している「はじめてパパの育児ガイド」や育児総合ガイドブック「いきいき堺っ子」、「母子健康手帳副読本」などを配布し、必要に応じて不安や悩みの相談を行っています。

また、パパ初心者の方を対象に、赤ちゃんの沐浴や世話の仕方についての実習や妊婦体験をはじめ、健康や子育ての情報提供を行う「パパの育児教室」を定期的実施しており、参加された方から好評をいただいています。

## **2. 経済・産業・中小企業施策（6項目）**

### **(1) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について <継続>**

市町村において、総合評価入札制度の導入が進んでいない状況にある。早期に拡充できるよう、取り組みを強化すること。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例ならびに公共サービス基本条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会などの設置について検討すること。

(回答)

**【財政局 契約部 契約課】**

本市では、平成 19 年度から建設工事において、総合評価落札方式を実施しており、評価項目を増やすなど、拡充に取り組んできたところです。

また、委託業務では、平成 21 年 4 月、平成 24 年 4 月及び平成 27 年 4 月契約の本庁舎清掃業務並びに平成 23 年 4 月及び平成 4 年 4 月契約の西区役所外清掃等業務において、障害者等の就職困難者の雇用に関する取組等を評価項目に含めた総合評価入札を試行実施しております。

公契約条例及び公共サービス基本条例について、とりわけ公契約のもとで働く労働者の報酬下限額等の設定については、一つの地方公共団体のみで解決されるべき事柄ではなく、適正な労働条件の確保のあり方として、国においてその適否を含め検討がなされるべきと考えており、そうした観点から、国の動向を注視しております。これと併せて、既に同条例を制定した地方公共団体への視察等を通じて、当該団体における条例制定の経緯、意義、制定後の具体的な効果と課題等を整理し、公契約条例の制定の要否等に関する研究を行っております。

なお、労働基準法をはじめとする各種法令を遵守することについては、契約約款に明記しており、建設工事においては、元請業者に対し、契約締結時に適正な賃金の支払いを指導しているほか、低入札価格調査対象案件では、適正賃金の確保に係る確認書の提出を義務づけるなど、適正な労働条件の確保に取り組んでいるところです。

今後とも、総合評価入札制度のあり方や公契約条例等については、国や他の地方公共団体の状況を注視しながら研究してまいります。

**(2) 技術・技能人材の育成・継承 <継続>**

**中小企業の経営基盤を強化し、中小企業が保有する技術・技能を活用することがものづくり産業の維持・強化と雇用の確保につながることから、地域・地場企業と連携し、現場力を担う技術・技能人材の育成・継承を支援するための施策を実施・強化すること。その際には、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）を積極的に活用すること。**

(回答)

**【産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課】**

中小企業の技術・技能を伝承するには、それを担う人材の育成が重要であることから、公益財団法人堺市産業振興センターにおいて、中小企業の次世代を担う人材育成支援策として、技術や知的財産に関するセミナーや、次世代経営者を育成する「ものづくり経営大学」等を開催しているところです。また本市では、特に伝統産業分野において後継者確保による技能の伝承を図るため、伝統産業事業所の新規雇用者にかかる人件費補助を実施しています。

本年度は、堺打刃物の製造技術を継承し、次世代を担う人材を育成するため、堺市産業振興センターと堺刃物商工業協同組合連合会が連携して、「堺刃物職人養成道場」を開講し、職人をめざす方々を対象に、プロや専門家の指導のもと、刃物製造の基礎となる部分を基礎研修・実技研修をつうじて学んでいただいています。

今後も中小企業の経営基盤を強化するため、国・大阪府等との連携を強化し、技術・技能人材の育成をはじめ、積極的に人材育成支援を展開してまいります。

**(3) 中小・地場企業への融資制度の拡充について <継続>**

**中小企業向け融資制度の実績状況を勘案し、制度の見直しを含め、有効かつ実効性を高める制度対策を講じること。また制度を変更する場合は、当該の中小企業に対し、変更内容を速やかに周知すること。**

(回答)

**【産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課】**

本市では、厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するためのセーフティネット融資制度として、「経営安定特別資金融資」を実施しております。本制度は、売上高が減少している場合に加え、売上総利益率又は営業利益率が減少している場合や事業多角化・事業転換を行う場合も融資対象としており、数多くの中小企業者の方からご利用いただいております。

また、市内中小企業者の設備投資等の前向きな資金需要に対応する制度として「中小企業活力強化資金融資」を実施しております。本制度は、市が信用保証料を全額負担しておりますので、前向きな経営を推進する中小企業者にとって利用しやすい制度となっております。

制度の周知につきましては、ホームページ、広報紙及び中小企業者向けの支援制度説明会等による周知を図っているところです。また、窓口での融資相談を通じ、市内中小企業者のニーズに沿った融資制度を、本市制度のみならず大阪府や日本政策金融公庫の制度を含め広く案内しております。今後も迅速かつ的確な周知を図るとともに、きめ細やかな支援に努めてまいります。

#### (4) 下請取引適正化の推進について <継続>

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り適切な行政指導を行うこと。とくに昨年は消費増税があり、価格転嫁をさせない取引先企業も散見される。2017年4月にも消費増税が予定されていることから、公正取引の確保に向けて関係行政機関と連携強化を図り、より一層厳しく行政指導を行うこと。

(回答)

##### 【財政局 契約部 契約課】

本市の工事契約約款に「受注者は、この約款に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。」と明記しています。

また、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法及び下請適正取引等の推進のためのガイドライン等の趣旨を踏まえ、落札業者に対して、「下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること」や「工事費の積算は、公共工事設計（二省協定）労務単価に基づく労務単価で積算しているため、この点に十分留意し、建設労働者の賃金の支払について適切な配慮をすること」など元請下請取引の適正化に努めるよう文書で指導しています。

なお、業務委託では再委託を原則認めておらず、受注者が自らの責任において全ての業務を履行することを義務付けております。しかし、業務の性格上、相当の理由があるため業務の一部を再委託する必要がある、かつ、本市が認めた場合に限り一部業務を再委託することを可能としております。この場合においても、本市委託業務の契約書において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法その他日本国の法令の遵守について明記しており、下請代金支払遅延等防止法などを含むあらゆる法令を遵守することを義務付けています。

今後とも、下請取引について、より一層の適正化を図るために、各種施策を進めてまいります。

#### (5) 非常時における事業継続計画（BCP）について <継続>

標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

(回答)

##### 【産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課】

本市では、市内中小企業に対して、BCP策定の必要性や重要性を説き、策定に向けた機運を醸成することが肝要であるとの認識のもと、公益財団法人堺市産業振興センターにおいて、平成24年度から26年度にかけて、BCP策定に向けての啓発セミナーと、策定にかかる実務セミナーを開催しました。

啓発セミナー受講後のアンケートでは、「BCPの見直しを行っており、大変参考になった」「策定しているが、不十分であることが分かった」「BCPの考え方が分かり、今後活かしたい」などの回答がありました。また、実務セミナーでは、策定済みであるが内容の見直しを行う企業や、受講に合わせて策定に取り組む企業が見受けられるなど、一定の成果がありました。平成27年度につきましては、堺商工会議所にて、BCP策定セミナーを実施しております。

今後は、関連支援機関と連携し、BCP策定の重要性や有効性等の周知を図るとともに、市内中小企業がスムーズにBCP策定に取り組めるよう、専門家を派遣するなど積極的な支援を講じてまいります。

#### (6) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について <補強>

来阪外国人旅行者数が2014年には376万人となり、大阪観光局が掲げた事業目標に対して成果が上がっている。外国人観光客を受け入れるための環境をより充実させるべく、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域Wi-Fiの環境整備、QRコードを活用した多言語音声ガイドや多言語標記（案内）の普及促進、また、最近問題となっている外国人観光客用の大型バス駐車場の増設、外国人観光客が急病になった際の救急対策など、府や他の市町村と連携して、国際都市大阪に向けた施策を拡充すること。

また外国人観光客に対して、日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を強化すること。

(回答)

【文化観光局 観光部 観光推進課】

現在、堺市では、関西国際空港周辺の9市4町で組織する泉州観光プロモーション推進協議会をはじめ、大阪観光局や、関西広域連合、京阪神堺四都市外客誘致実行委員会など、周辺自治体等とも連携しながら外国人観光客の誘客に努めているところです。

外国人観光客の利便性の向上のため、堺観光コンベンション協会のホームページや観光ガイドブック、観光施設の案内板などの多言語化に取り組んでいるとともに、フリーWi-Fiの設置にも取り組んでおり、本庁舎、市内3観光案内所に設置しているほか、文化観光施設やスポーツ施設への設置も検討しているところです。

また、市内の3観光案内所が日本政府観光局による「外国人観光案内所」に認定されているほか、万一の外国人の救急事案についても対応できるよう、多言語コールセンター（5か国語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語）にて24時間対応しております。

こういった取り組みを通じて、外国人観光客が快適に市内周遊できるよう、また、外国人観光客がマナーを守って観光していただけるよう、受入環境の整備に努めてまいります。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策（4項目）

#### (1) 地域医療の拡充について

##### ①不妊症・不育症の助成金制度について <補強>

不妊治療は医療保険が適用されず、高額な医療費がかかることから、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」助成制度の拡充について、引き続き国や大阪府に対して強く要望すること。また、助成制度の利用状況を把握し、ホームページやチラシだけでなく、メディアを利用し、助成制度について広くアピールすること。加えて、流産や死産を繰り返す不育症治療について、医療保険適用外助成事業を行っている自治体もあることから、独自支援策を検討すること。

(回答)

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課】

平成25年度に、国において、不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業等のあり方に関する検討がなされ、平成26年度から不妊治療費助成制度が一部変更され、さらに平成28年度からも対象範囲及び助成回数が変わることとなっています。国の助成制度の概要につきまして、メディアを通じて情報発信が行われていますが、本市においても国の動きを注視してまいります。

助成制度につきましては、市民に広く周知する必要があると考えており、広報・ホームページへの掲載をはじめ、ポスター掲示やチラシの配架等を行っております。特に今年度は来年度に向けた制度の変更もあることから広報への掲載回数を強化し、周知に努めております。

不育症治療については、従前から保険適用になっている治療方法に加え、平成24年1月には抗リン脂質抗体陽性などの血液が固まりやすい症状に対する自己注射が保険適用として認められるなど、不育症の原因が判明し、治療方法が確立されたものについては、ほとんどが保険適用となっています。

上記理由から、本市におきましては現時点において、不育症に対する医療費助成については考えておりませんが、国に対し、不育症の更なる原因の究明と安全・有効な治療方法の確立を行っていただくよう要望を行っております。

本市では不妊症や不育症で悩んでいる方に対し、安心して検査や治療を受けていただけるよう、専門家による支援者向け研修をはじめ、保健センターでの一般的な相談や、助産師による面接相談、同じ悩みを持たれる方の交流会を実施しております。

##### ②予防医療の促進について <新規>

健康日本21（第2次）において、「健康寿命の延伸」が中心課題となっており、健康増進・疾病予防が担う役割は極めて大きい。大阪府においても「健康寿命延伸プロジェクト事業」が今年度予算化されているが、日常生活に制限のない期間の平均が、男性44位、女性45位と全国平均よりも短い状況にある。健康寿命の延伸が図られるような予防医療について広く周知し、住民が積極的に関わられるよう取り組みを強化すること。

(回答)

【健康福祉局 健康部 健康医療推進課】

平成 26 年 3 月に、これまで取り組んできた健康増進および疾病予防の取り組みを検証し、健康さかい 21 (第 2 次) を策定いたしました。新計画は、将来を見据えた「健康づくり」「地域づくり」「疾病予防」を 3 本の柱とし、市民の健康寿命の延伸を目的とし総合的かつ計画的に健康施策を推進するためのものとなっております。施策を推進するにあたり、ライフステージ別の健康課題に応じた対策を進めていくため、これまで以上に母子保健・学校保健・教育・産業・職域保健・保健医療関係団体・市民グループ等と連携し市民一人ひとりが、それぞれの役割を担い、互いに連携し、社会全体で総合的な健康づくりに取り組めるよう推進してまいります。

## (2) 医療・介護サービスの連携と強化について

### ①地域包括ケアシステムの実現にむけて <補強>

2025 年を念頭に置いた「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域医療構想を策定することが義務付けられている。その地域にふさわしいバランスのとれた医療機関の機能分化と連携を推進するための具体策を盛り込むこと。また、推進するための予算を確保すること。

(回答)

【健康福祉局 長寿社会部 高齢施策推進課、健康部 健康医療推進課】

地域医療構想は、保健医療計画の一部として大阪府が作成する計画です。2025 年における病床機能区分ごとの医療需要や必要病床の推計値、また 2025 年の在宅医療等の医療需要推計値や現状における課題と取組状況とともに、地域医療構想策定後の実現に向けた取組みが記述される見込みです。

なお、この構想には、今後の堺市構想区域における在宅医療の提供体制の充実に向けた取組みなども盛り込まれる予定です。本市においても、この「大阪府地域医療構想」を踏まえ、本市における地域包括ケアシステム構築に必要な施策を着実に進めてまいります。

### ②介護サービス事業者等に対する指導・監査について <継続>

介護労働者の賃金改善効果を継続する観点から創設された「介護職員処遇改善加算」は、給与等の上積みに対する手当である。介護サービス事業者等の不正な取り扱いがないよう、安定的な処遇改善、基本給による賃金改善が確実に算定されているか、厳正な指導・監査を強化すること。

また、更なる処遇改善加算が増額されるよう、国に働きかけること。

(回答)

【健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課】

介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業者は、毎年度、堺市に対し改善計画書及び実績報告書の提出が必要です。当課では、計画書においては賃金改善に加えキャリアパス等算定要件に合致しているか、また実績報告においては賃金改善額が請求実績を上回っているかを添付書類等を含めて厳正な確認を行っています。また、実地指導の際にも適宜確認を行っています。

処遇改善加算の増額については、利用者の自己負担増につながるようになるため慎重な検討が必要と思われませんが、介護職員の安定的な人材確保は大きな課題と考えており、正規職員の離職防止など定着に結びつくよう国に対し所要の対応を行うことを要望しております。

### ③認知症行方不明者対策の強化にむけて <補強>

認知症の行方不明者が年々増加し、都道府県別では大阪が最も多くなっている。早急に府内全市町村に亘るネットワークが構築されるよう大阪府に働きかけること。

また、警察署に「身元不明迷い人台帳」を備え付け、全国の警察署や市町村で取り扱っている身元不明の迷い人を照合できるシステムがあることを、住民に広く周知すること。

(回答)

【健康福祉局 長寿社会部 高齢施策推進課】

認知症等による徘徊者の早期発見のため、本市では警察署や消防局とも連携した「堺市高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業」を推進し、徘徊者が出た際には、「さかいみまもりメール」の配信を行うなど、市民や民間企業の方に情報提供を呼びかけております。

また警察署の「身元不明迷い人台帳」の活用も行っており、今後も引き続き高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、関係団体との連携と市民への周知を行ってまいります。



### (3) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

#### ①障がい者への虐待防止・予防にむけて <継続>

大阪府における 2013 年度の障がい者に対する虐待への相談・通報・届け出件数が、全国で最も多い状況にある。障がい者に対する虐待の実態を正確に把握し、根絶に向けた取り組みを強化すること。

(回答)

【健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課】

本市では、平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法（正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）の施行に伴い、24 時間対応の虐待相談窓口の開設など虐待対応の体制整備を行いました。

虐待への対応としましては、虐待通報があった場合、本庁の障害施策推進課に配属している虐待防止対応チームが訪問面接などを行い、事実確認や情報を収集し、区役所や障害者更生相談所、こころの健康センターその他の関係機関とともに支援方針や支援策を検討し、具体的な対応策を講じています。

また、虐待の未然防止に向けて、市民向けの「障害者虐待防止啓発セミナー」や事業者向けの「虐待防止研修」の開催のほか、施設や団体等から依頼に応じて個別の研修などを行なっています。このほか、市内の事業所に対する通知などにより虐待防止の徹底を喚起するとともに、様々な機会を通じて、事業所や関係支援機関に対し、少しでも虐待が疑われるような場合や虐待の有無の判断に迷うような場合であっても、通報・相談をお願いしているところです。

こうした取り組みにより、本市では、表面化されにくい虐待事案なども通報・相談につながっていると考えております。

今後も、市民の方々や障害福祉サービス事業者に虐待への関心をもっていただけるよう啓発活動を進めるとともに、虐待の未然防止のため、取り組みを進めてまいります。

#### ②障害者差別解消法の体制整備について <新規>

障害者差別解消法が来年 4 月より施行される。「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されるが、民間事業者に対しては「合理的配慮の提供」は努力義務となっている。広く周知するとともに、着実な定着に向けた体制整備を進めること。

(回答)

【健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課】

本市では、障害者差別解消法の来年 4 月施行を控え、本市職員に対する「対応要領」の策定や地域における差別解消に向けた取り組み等を協議する「障害者差別解消支援地域協議会」の設置に向けて事務を進めています。

また、障害者差別に関する相談体制の整備や差別解消に向けた周知・広報の検討を行いつつ、その取り組みを進めているところです。

民間事業者に対しては、今後、主務大臣から、障害者差別解消のガイドラインともいえる「対応指針」が発出される予定です。

本市としましても、市民や民間事業者に対して周知・広報を行うとともに、民間事業者に対しては、障害への理解をはじめ「合理的配慮の提供」に積極的に取り組んでいただけるよう、啓発活動を進めてまいります。

#### ③障がい者とインクルーシブな社会（共生社会）の実現にむけて <新規>

障がい児・者の保護者は、日常生活の介護による負担が重く、就労の継続を断念せざるを得ない状況が多くみられる。障がい児・者を支えながら働き続けることができるよう、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。併せて、障がいのある子どもが保育所や幼稚園、学校から排除されず、地域のニーズに合った教育を受けられるための環境整備を強化すること。

(回答)

【健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課】

本市では、本年 3 月に、平成 27 年度から 3 年間の計画期間として、障害福祉サービスの見込量やそのサービス提供の確保に向けた方策などを定めた第 4 期障害福祉計画を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、障害福祉サービス等の基盤の整備とともに、障害者一人ひとりの状況に応じた支援ができるよう、対応力の向上などサービス基盤の強化に向けて取り組んでまいります。

また、障害福祉部局と保育・教育関係部局とのさらなる連携に努めつつ、ライフステージに応じた支援を進めてまいります。

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課】

障害児等療育支援事業における施設支援、児童発達支援センターにおける並行通園クラスの設置及び地域支援機能として保育所等訪問支援等の実施など、地域の保育所や幼稚園、学校などでより適切な支援を受けることができるよう支援の充実に取り組んでいます。

また、保育所、幼稚園等を対象に、平成 26 年度から二か年度を研修期間とし、支援者の専門性の向上及び支援の中核となる人材として「あい・さかい・サポートリーダー」の養成を行っています。

今後も身近な地域でより適切な支援を受けることができるよう支援体制の充実を図ってまいります。

【子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課】

障害のあるお子さんの保育所等の利用につきましては、保護者の就労保障等に加え、お子さんの発達支援の観点からも、可能な限り利用を推進しており、現在は、すべての保育施設で実施しています。

また、職員体制につきましても、平成 27 年度より加配職員の配置基準の充実を行い、個々の発達状況に応じた、よりきめ細やかな対応ができる環境づくりに努めています。

【教育委員会事務局 学校教育部 教務課】

これまで、本市立各小・中学校においては、支援学級の担任だけでなく、通常の学級担任等、学校全体の共通理解のもと、通常の学級と支援学級、また、地域の小中学校と支援学校の交流及び共同学習等を年間指導計画に位置づけ、取り組んでいます。

#### (4) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

##### ①子ども・子育て支援の充実にむけて <継続>

**実効ある子ども・子育て支援が着実に実施されるよう対策を強化すること。併せて、国の基準を超える独自事業が実施できるよう予算を確保すること。**

(回答)

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課】

本市では、子ども・子育て支援法に基づき「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るとともに、本市独自の補助を実施するなど、子育て支援サービスの充実・強化に取り組んでおります。また、施策の実施に必要な予算の確保に努めるとともに、国に対しても、財政措置の充実を求めているところです。

今後も「堺市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育の充実・向上につながる施策を着実に実施し、安心して子どもを生み育てることができる「子育てのまち・堺」の実現に努めてまいります。

【教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課】

留守家庭児童等の放課後における健全な育成と子育て支援が図られるよう予算の確保に努めてまいります。

##### ②待機児童の解消について <継続>

**2014 年度 4 月 1 日時点における大阪の待機児童数は、前年より 266 人減少しているが、全国でワースト 4 位とまだまだ多い状況にある。保育士や幼稚園教諭の処遇改善策や公立保育所の維持・増設など、待機児童解消にむけた具体策を明確に示し、対策を講じること。**

(回答)

【子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課】

保育所等利用の待機児童解消については、これまで認可保育所の創設や増改築の整備を進めるなど、受入枠の拡大を行ってきたところです。今後につきましても、保育ニーズの推移などを分析しながら「堺市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園、認可保育所などの定員枠の拡大を図ってまいります。

【子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課】

保育士の処遇改善策につきましては、国の公定価格において、処遇改善等加算として、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があります。

また、保育所等へ交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設関係者からのご意見もふまえながら限りある財源の中で制度の再構築を行ったところであり、同補助金でも公定価格に上乗せした人的加配等を可能とすることで、保育環境の充実等を図っているところです。

本市の公立保育所の民営化については、平成 11 年度に実施することを決定しました。民営化は、運営経費の抑制を目的とするだけでなく、限られた経営財源のもと民間活力を導入することで、老朽化した建物の再整備を進めるとともに、低年齢児の受け入れ枠の拡大や一時預かり事業の実施、地域の子育て支援の充実など多様化する保育ニーズに対応する様々なサービスの提供を実現することができます。

**③病児・病後児保育の充実にむけて <新規>**

地域における病児・病後児保育を推進するための医療機関併設型施設への助成金の拡充や、医療機関と保育施設等との連携強化を図るための財政支援を行うこと。

(回答)

【子ども青少年局 子育て支援部 子ども育成課】

本市におきましては、病児・病後児保育事業の実施に当たり、国基準額以上の施設運営経費に係る委託料を支出しているところであり、平成 21 年度から、施設の開設に必要な建物の改修等に係る経費の補助を行うとともに、平成 25 年度からは、病児・病後児保育施設の普及・定着に資するため、建物借上料等の経費に対する補助を行っております。

今後も引き続き、病児・病後児保育施設の設置に向け取り組んでまいります。

[参考]

**○「子ども・若者支援地域協議会」の設置と横断的な組織体制について**

「子ども・若者育成支援推進法」が施行されて 5 年が経過した。自治体においては、「子ども・若者支援地域協議会」の設置が努力義務となっているが、設置に至っていない自治体が多くみられる。福祉、教育、医療、雇用分野など、様々な関係機関が連携し、効果的かつ円滑な運営がなされるよう、協議会の設置と部局横断的な体制を構築すること。

**\*子ども・若者育成支援推進法（平成 22 年 4 月施行）**

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備が主な内容。

**\*子ども・若者支援地域協議会**

子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、様々な関係機関等により構成され、単独または共同で設置できる。

**4. 教育・人権・行財政改革施策（9 項目）**

**(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて <補強>**

子どもたちにとって、学力を高めるための 35 人以下学級は、学習面・生活面から見ても非常に有効である。1・2 年生のみならず、対象学年を拡大している市町村もあることから、教育格差が広がらないよう独自予算を検討すること。併せて、定数改善による必要な教職員数を確保するよう、大阪府に働きかけること。

(回答)

【教育委員会事務局 総務部 教職員人事課】

義務教育諸学校の学級編制の基準及び教職員の定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）により、都道府県の教育委員会が定めることとされております。

大阪府教育委員会では、1 学級 40 人を基準とし教員定数を定めておりますが、平成 19 年度から小学校 1・2 年生については 35 人を基準としております。

本市といたしましては、学校教育の一層の充実に図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について国及び大阪府教育委員会に対して引き続き要望するとともに、平成 29 年度からの権限移譲に向け、より効果的な学級編制について研究を進めております。

**(2) 奨学金制度の改善について <継続>**

大学の学費が値上がりし、日本学生支援機構奨学金を利用する学生が増加する一方、雇用形態が二極化し、不安定雇用により奨学金を返還できない滞納者が増大している。第二種奨学金における所得連動型の返還制度や無利子枠の拡大、延滞金の廃止など、返済困難者の救済策が広く講じられるよう、国に対して強く働きかけること。また、地元で就職した場合は、減免する奨学金制度導入の検討や大阪府の奨学金施策の充実にについて、大阪府に働きかけること。

(回答)

【教育委員会事務局 学校管理部 学務課】

日本学生支援機構の大学生等に対する奨学金事務においては、基準を満たす希望者全員への貸付の実施、要件等の緩和、第二種奨学金貸与者及び第一種と第二種貸与併用者に対する所得連動型の変換制度の導入について指定都市教育委員・教育長協議会を通じて、国に要望しております。

また、育英奨学を主たる目的とする公益信託に対する税制上の優遇措置の拡充についても併せて国に要望しております。

なお、本市奨学金制度につきましては、国及び府による奨学のための給付金事業の実施を契機に、平成 27 年度から従来の趣旨を踏まえつつ、より効果的な修学支援となるよう、制度を改めて実施しており、国、府及び本市の制度全体として、経済的理由により修学困難なより多くの高校生等に奨学金を交付することができるようになってきています。

今後も、奨学金事業の充実について、国に対し要望してまいります。

### **(3) 労働教育のカリキュラム化について <新規>**

**学生を使いつぶす違法な働き方が、学生アルバイトに広がっている。「働くことの意義」、「働く者の権利・義務」、「労働組合の意義」、また、働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任など、知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。**

(回答)

【教育委員会事務局 学校教育部 学校企画課】

本市においては、子どもたちが働く意義等について考え、これからの社会環境の変化に対応していけるよう、子どもたちのキャリア発達支援と社会的・職業的自立に必要な力の育成に取り組んでおります。

各学校では、社会科等において、働くことの意義、権利、義務や労働に関する法などについての学習を行っております。

また、小中学校教員を対象にキャリア教育教員研修を実施し、こうした取組が、各学校の全ての教育活動を通して、体系的に行えるように努めています。

### **(4) 選挙権年齢引き下げに伴う主権者教育について <新規>**

**公職選挙法の一部を改正する法律案が成立し、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられる。政治的、社会的な問題を自分の問題として捉え、意思決定できる政治的判断能力が高められるよう、中等教育における主権者教育を充実させること。また、年齢引き下げにより、民法や少年法等の見直しも検討されていることから、法律や司法関連に関わる教育体制を強化すること。**

(回答)

【教育委員会事務局 学校教育部 教務課】

選挙権年齢が引き下げられたことにより、高校においては、これまで以上に公民としての資質を育む指導を行うことが求められています。

堺高等学校においては、公職選挙法の一部改正を受け文部科学省・総務省が作成した副教材を活用しながら、社会的自立と社会参画の力をはぐくむ教育に取り組んでまいります。

### **(5) 人権侵害等に関する取り組み強化について <継続>**

**女性に対するあらゆる暴力（パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど）を根絶するため、被害からの未然防止に向けた暴力防止キャンペーンなどによる社会認識の徹底、意識啓発や情報を広く周知し、取り組みを強化すること。**

(回答)

【市民人権局 男女共同参画推進担当 男女共同参画推進課】

本市では平成 14 年に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、第 3 条の「基本理念」で「個人の人権の尊重」、第 8 条の「性別による権利侵害の禁止」の中で、「個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス及びこれと相関する児童虐待を行ってはならない」と規定しています。これを受け、平成 24 年に策定した「第 4 期さかい男女共同参画プラン」において、主要な課題の一つとして、女性に対する暴力をなくすための取組を、また平成 25 年に策定した「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」においては、DV 防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を推進しています。

また、UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）などが推進する「女性や女性への暴力のない安全安心なまちづくり世界計画」に参加し、堺セーフシティ・プログラムとして性暴力を防止、減少させる事業に取り組んでいます。

これらの計画等に基づき、市民のみなさまに理解を深めていただけるような講演会やキャンペーンを開催するとともに、市のホームページや啓発冊子などさまざまな媒体を活用し、情報を発信しています。

今後も引き続き、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発事業を中心に、さまざまな取組を行ってまいります。

#### **(6) 人権侵害救済法（仮称）の早期制定について <新規>**

人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法（仮称）」を早期に制定するよう、国に対して強く働きかけること。また、法律制定を待たずとも、差別・人権侵害的言論を規制する対応がなされるよう、条例化等による対策を講じること。

(回答)

【市民人権局 人権部 人権企画調整課、人権推進課】

本市としましては、人権侵害に対する実効的な救済制度の確立は、市民の人権の擁護を図る上で、重要なものであると認識しております。

一方、差別・人権侵害的言論を規制することは、憲法上の表現の自由との関係で難しい側面があり、国において法律が制定されていない状況のもと、地方公共団体が条例により規制することは、極めて慎重にならざるを得ないと考えております。

本市としましては、今後も人権侵害を未然に防ぐことに重点を置き、国の動向等を注視しながら、市民の人権意識の向上に努めてまいります。

#### **(7) 地方税財源の確保にむけて <新規>**

地方財政への影響に配慮した必要な税財源を確保し、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざした改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。また、地域特性を踏まえた地方自治体の裁量で自由に使える一括交付金についても積極的に求めること。

(回答)

【財政局 財政部 財政課】

本市では、指定都市 20 市で構成する指定都市市長会を通じ国に対して、必要な地方財源の総額を確保するとともに、都市税源の拡充強化を図ること等により、大都市の実態に即応した税財政制度を確立するよう要望しております。また、地方版総合戦略の推進に対し、平成 28 年度に創設が予定される新型交付金についても、必要額を確保し地域の実情に応じ効果的に活用できる制度とするよう要望しているところです。

今後とも、各種団体等と連携を図りながら、国に対して要望を行ってまいります。

#### **(8) 大阪戦略調整会議について <新規>**

多様な行政課題に効率的に対処し、政策の一体性を確保する大阪戦略調整会議において、地域振興や二重行政の課題等に対して、府・政令市が、それぞれ果たすべき役割・連携方法について、丁寧かつ真摯で公平公正な議論がなされるよう努めること。

(回答)

【市長公室 企画部 大都市政策担当】

同会議は、本市・大阪市・大阪府が政策的に協調し、政策の一体性を確保するため、平成 27 年 7 月に設置されたものです。今後は大阪の再生・発展に向け、同会議の目的・意義を踏まえ、大阪府・大阪市との緊密な連携のもと、運営を行ってまいります。

#### **(9) マイナンバー制度開始にむけて <補強>**

帝国データバンクの 2015 年 4 月の調査によると、2016 年 1 月から開始されるマイナンバー制度に対する企業の理解が、約 4 割にとどまり、制度への対応を進めている企業も 2 割弱にとどまるなど、制度の理解も対応も進んでいないことが明らかになっている。また、法人番号制度についても認識が低く、制度の存在自体が十分に周知徹底されていないことから、早急に、周知徹底に取り組むこと。さらに、個人情報流出することがないよう、防御体制を確立し、管理機能を徹底すること。

(回答)

【総務局 行政部 社会保障・税番号制度準備室】

マイナンバー制度について、民間事業者に対し、税務署やハローワークと共催でセミナーを実施するとともに、広報さかいや市ホームページなどを通じ、制度周知を図ってまいりました。今後も、広報さかいや市ホームページを活用するなど、制度を十分理解できるよう、制度周知を図ります。

また、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報の管理については、マイナンバー法や特定個人情報保護委員会が示すガイドライン等に従い適切に行うとともに、その内容について全庁各課への職員研修の実施などにより徹底してまいります。

## 5. 環境・食料施策（5項目）

### (1) 省エネ対策の推進について <補強>

「省エネ・創エネの街づくり」などの環境政策を大阪府と連携し、推進すること。また、企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業の育成・支援を強化すること。加えて、生活における省エネの推進など、環境問題に対する住民の環境意識を高める取り組みに繋げるため、教育現場や地域での「環境教育」をさらに推進すること。

(回答)

【環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課、産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課】

本市では、「おおさかスマートエネルギー協議会」に参画するなど、大阪府とも連携しながら、省エネ施策等を進めています。

環境に関連した技術・事業の育成については、「堺市ものづくり新事業チャレンジ支援補助金」制度において、低炭素・環境エネルギー分野に関する事業を優先的に採択するなど重点的な支援を行っています。また、堺市産業振興センターでは、企業訪問によって約1,200社の保有技術等の情報を収集しており、ビジネスマッチングや専門家派遣等を通じて技術・事業の育成・支援を行っています。

中小企業の省エネ・節電対策については、高効率照明や高効率空調等の導入費用の一部を助成する「省エネ設備導入支援事業」や専門家を無料で派遣する「省エネ・節電アドバイザー派遣事業」を実施しています。

また、戸建住宅を対象に、太陽光発電システムやHEMSをはじめとした、省エネ、創エネ、蓄エネ機器の導入を総合的に支援する「スマートハウス化支援事業」を実施しています。

今後も、関係機関と連携し、これら事業の実施を通じて環境対策に関連する技術・事業を育成するとともに、「省エネ、創エネ、蓄エネ」のまちづくりを推進してまいります。

【環境局 環境保全部 環境共生課、教育委員会事務局 学校教育部 学校企画課】

環境教育の推進については、市民の環境意識の向上を図り、堺の環境の未来を支える人材を育成していくため、産学民官の連携による環境学習事業である「堺エコロジー大学」を運営し、子どもから大人まで幅広い層を対象に、自然、エネルギー、リサイクルなど幅広いテーマで各種講座を開催しています。

また、教育現場においては、持続可能な社会の構築について、子どもたちに当事者意識をはぐくみ、課題解決に向けて主体的に実践できるよう、環境教育に取り組んでいます。

各学校では、小中9年間を見通し、社会科、理科や総合的な学習の時間等において、地域の課題に応じて、環境教育サポーターなどの地域人材を活用した学習を進めています。

今後も、家庭や地域と協働し、身近なところから行動できる資質や能力を身に付けることができるよう、環境教育の充実を図ってまいります。

### (2) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化 <継続>

循環型社会形成推進基本法で規定された廃棄物対策について、発生抑制、再使用、再生利用、適正処分の処理の優先順位を重視した取り組みを、各市町村でごみ排出の状況を把握したうえで、積極的に行うこと。特に、全国的にも収集量の多い事業系ごみの発生抑制につながる効果的な取り組み、分別排出・収集、資源のリサイクル化など、ごみの減量努力をさらに促進すること。

また、食品廃棄物の削減を進めるため、学校教育の中での「食べ物を捨てない」教育、フードバンクの取り組み、食品リサイクルの推進に向けて、「食品リサイクル製品一認証・普及制度」の促進など、積極的な削減努力を行うこと。

(回答)

【環境局 環境都市推進部 環境政策課、環境保全部 環境共生課、環境対策課、環境事業部 環境事業管理課、資源循環推進課、産業振興局 商工労働部 産業政策課、教育委員会事務局 学校教育部 学校企画課、学校管理部 保健給食課】

本市では、循環型社会形成推進基本法に定める循環型社会の形成に向けて、生活ごみの組成分析調査や産業廃棄物実態調査等を実施し、市域における廃棄物の排出状況を踏まえながら、同法に定められた優先順位に則り、「ごみの4R運動」の推進をはじめ、様々な取組を進めています。

事業系ごみについても、平成28年度中の排出実態調査の実施に向けた検討を進めるとともに、一定規模以上の建築物を所有する事業者を対象に、減量計画書の提出、廃棄物管理責任者の届出等の義務付けや訪問指導を行うなど、減量化や適正処理の促進に向けた取組を進めています。

食品廃棄物の削減に向けては、市民や事業者を対象に「食品ロス削減」などの啓発を行っており、フードバンクについても、堺エコロジー大学の専門講座でNPOの活動を紹介するなど、普及促進に向けた取組を行っています。

学校教育においても、各校で「食育の全体計画書」を毎年度当初に作成し、環境に配慮した取組として、給食から出るごみや残菜の問題も取り上げて、計画的な学習に取り組んでいます。また、家庭科や社会科、総合的な学習の時間等で、食品を含むごみの減量化や環境への影響を考えた消費生活など、持続可能な社会の実現に向けた指導を行っています。

今後も、各種調査結果や社会経済情勢を踏まえつつ、市民、事業者など多様な主体との連携・協働のもと、廃棄物の更なる削減に努めてまいります。

### (3) 水循環基本計画の策定と条例化について <補強>

「水循環基本法」の制定に伴い、本年7月に策定された「水循環基本計画」に基づき、各市町村においても労働者代表など、住民の声が反映された「行動計画」の策定を求める。策定にあたっては、その推進体制・取り組みスケジュールなどを明かし、安全・良質な飲料水の供給と水環境の保全を目的に、水源から各戸に至る総合的な水質確保対策を行うこと。特に、生活雑排水を主因とする河川・湖沼の水質低下防止のため、地域の実情に応じた生活排水処理施設などを整備すること。

また、節水型社会をめざし、雨水・再生水の利用の啓発・関連事業をさらに促進し、これら水環境の保全につながる取り組みに加え、河川災害なども含めた総合的な対策を行うこと。

(回答)

【環境局 環境保全部 環境共生課、環境対策課】

水環境の保全に係る具体的な取組として、水質汚濁防止法に基づく公共用水域等の水質測定による環境監視、事業者への規制・指導、生活排水汚染対策の普及啓発及び水生生物の生息分布状況調査等の各種取組を行っています。水循環基本法の趣旨を踏まえ、今後も水環境の保全に向けた各種取組を進めてまいります。

【建設局 土木部 河川水路課】

本市では、一級河川狭間川、二級河川内川・土居川・内川放水路、準用河川及び普通河川を管理しております。河川災害対策としまして、準用河川、普通河川については、概ね10年間に1回程度の確率で降る雨の規模（時間雨量約50mm）の洪水を安全に流下させることを目標とした整備を進め、また、一・二級河川においては、河川法に定められた河川整備計画に基づいた整備を進めています。

【上下水道局 上水道部 配水計画課、下水道部 下水道計画課】

上水道部としては、平成27年7月に策定された水循環基本計画に則り、安定した水供給の確保を行うため、各種取り組みを進めてまいります。下水道部では、生活雑排水を主因とする河川・海域での水質低下防止のため、下水道整備を進め、公道部分の汚水整備は、概ね完成しました。今後、未水洗宅の水洗化の普及促進を進め、引続き衛生的に暮らせるまちの実現のために改善を進めてまいります。

雨水の利用の啓発・関連事業としましては、各戸に雨水貯留タンクを設置する方に対する助成を引続き行います。また、再生水送水につきましては、堺浜地区、鉄砲町地区において送水を行っていますが、新たな利用希望者が現れた際には、事業モデルの検討を行っていきたいと考えています。さらに、河川災害等も含めた総合的な対策として、雨水貯留浸透事業の普及促進を行っています。今後も引続き各種取組を進めてまいります。

#### (4) 食品の安心・安全の取り組み <継続>

食品表示法により規定された食品表示基準などについて、食の安心・安全確保、消費者の適切な商品選択の確保、事業者の責任を明確化し、新しい制度・ルールや情報の周知を徹底し、順守に向けた啓発・支援を強化すること。

(回答)

【健康福祉局 健康部 保健所 食品衛生課】

食品表示法は、従来、食品衛生法、JAS 法、及び健康増進法それぞれに規定されていた食品表示関連項目を一本化した法律で、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。本市ではホームページや事業所への日常監視により、市民及び事業者にも周知を図っております。また、収去検査をとおして、特定原材料の表示の適正や、特に年末の食品流通が盛んになる時期には市内量販店等において表示のチェックを行っております。なお、常時事業者からの表示相談にも対応し、適正な表示への支援を行っているところです。

#### (5) 6 次産業の推進と担い手の確保・育成 <継続>

大阪府が 2015 年 4 月に設置した「大阪産(もん)6 次産業化サポートセンター」を起点とし、市町村でも 6 次産業化に関する具体的な取り組みを行うこと。また、農林水産業の 6 次産業化に資する担い手の確保、義務教育期間での食育、農業・水産業・林業の教育などに力を入れ、長期的な人材育成の重点化をはかること。特に次世代を担う若者に対し、産業の重要性や魅力などに関する理解促進をはかり、必要な教育・資格・政策など関連する行政機関の横断的な協力体制を構築すること。

(回答)

【産業振興局 農政部 農水産課】

6 次産業化につきましては、堺産農産物「堺のめぐみ」のひとつであるイチジクを活用した商品化を、「大阪産(もん)6 次産業化サポートセンター」の支援を受けて進めました。また、農商工連携も含め、農業者と商工業者をつなぐためのポータルサイトの開設などを行い、具体的な成果につながるよう、支援してまいります。

人材育成につきましては、堺市新規就農者支援相談窓口を通じて、就農するために必要な支援を行い、新しい担い手の確保に努めてまいります。さらに、学校給食に堺産農産物を食材の一部として活用するとともに、そのひとつであるタマネギの種まきから収穫までの栽培を、給食用タマネギの生産農家が直接生徒に指導するなどの食育も行っております。

今後とも、小学生が農水産業に触れる機会を確保するなど、教育との連携も進めてまいります。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（5 項目）

### (1) 空き家対策の強化 <新規修正>

2014 年 11 月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の成立により、市町村においても「空き家等対策計画」の作成および対策を講じなければならない。大阪府内の総住宅数に占める空き家率は 14.8% (2013 年度) と増加傾向にあり、早急に取り組む必要がある。空き家が火災や自然災害、不法投棄などにより、周辺の住宅・住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

一方で、倒壊などのおそれのない空き家については、「空き家バンク」の設置や改修費の補助などを行うこと。また、住宅弱者の居住環境の改善や地域活動の拠点作りなどにより、空き家の有効活用を図ること。

(回答)

【建築都市局 住宅部 住宅まちづくり課、ニュータウン地域再生室】

利活用の可能な空き家につきましては、「空き家バンク」を含めた既存住宅の流通促進に向けた調査・研究を行うとともに、国の「住宅確保要配慮あしん居住推進事業」による改修補助制度の周知などにより、住宅ストックの有効活用と安全・安心な住宅まちづくりの実現を図ってまいります。

なお、泉北ニュータウンでは、空き家の発生予防・適正管理・対策として、大阪府や泉北ニュータウン住宅リノベーション協議会などと連携し、啓発セミナーや個別相談会などを実施しています。本年度にはモデル地区の自治会と連携して空き家調査や空き家所有者の意向把握などを行い、空き家の流通促進、有効活用に向けた取組みを進めています。また、来年度には、泉北ニュータウン全域で空き家の発生予防・空き家の適正管理・対策・利活用をトータルで支援する施策を実施していく予定です。



**【消防局 予防部 予防査察課】**

空家の対策については、堺市火災予防条例第 34 条の規定に基づき、「空家の所有者又は管理者は当該空家への進入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。」と定められています。

具体的には空家管理者に対して、立ち入り禁止の立札の設置及び施錠などの進入防止措置やガス・電気の配給の停止措置、建物外周の整理・整頓など適正な維持管理を指導しています。

**(2) 交通施策の強化・充実にむけて <補強>**

交通政策基本法に基づく国の「交通政策基本計画」が 2015 年 2 月 13 日に閣議決定された。各市町村でも大阪府や近隣自治体との連携を考慮した「交通基本計画」の策定を求める。策定に当たっては、交通・運輸産業に従事する労働者代表や利用者、地域住民の意見を集約し、具体的な策定のスケジュールを明らかにすること。

また、将来的に条例化も視野に入れた検討を行うこと。さらに、交通・運輸政策を担当する専任者を配置するなど、人材育成・確保を行うこと。

(回答)

**【建築都市局 交通部 交通政策課】**

交通政策基本計画においては「豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現」、「成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築」「持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」を基本の方針として、取り組むべき施策目標が掲げられております。

また、それら施策を推進するに当たっては、適切な「見える化」やフォローアップを行うことや、ICT などによる情報の活用をはじめとして、技術革新によるイノベーションを進めることが併せて示されております。

これまで本市では公共交通検討会議などの開催を通して学識経験者や市民、公共交通事業者など様々な関係者のご意見をお伺いし、公共交通の利用促進や利便性向上に取り組んでまいりました。

現在本市では、おでかけ応援制度や乗合タクシーの運行、阪堺線の存続・活性化に向けた取組みなど様々な公共交通施策を展開しております。また、バス事業者との協働のもと、一般路線バスについては平成 19 年度以降、廃止された路線はございません。そういったことから、今後も本市では、より安心かつ安全な公共交通をめざすとともに、ICT などの情報を活用しながら、使いやすい交通を実現することで、利用者の利便性が向上するよう、公共交通の活性化に取り組んでまいります。

**(3) 自転車運転者（特に児童・学生）に対する交通安全教育と**

**自転車レーンの整備および交通安全対策 <継続>**

2015 年 6 月 1 日に施行された改正道路交通法で、自転車運転者に対する安全講習の受講が義務付けられた。市町村の小・中学校、自転車通学者もいる高校・大学などでの児童・学生に対する自転車の安全運転に関する講習や啓発の取り組みを大阪府と連携し、積極的に推進すること。また、自転車の安全講習を希望する者が、いつでも受講できるような体制整備を行うこと。

さらに、より安全に自転車運転を行うためにも、自転車レーンの整備を着実に推進すること。また、スクールゾーンなど、児童の通行が多い小中学校周辺や交通量の多い地域の交通安全対策を強化すること。

(回答)

**【建設局 自転車まちづくり部 自転車企画推進課、自転車環境整備課**

**教育委員会事務局 学校管理部 学務課、保健給食課】**

①平成 27 年 6 月 1 日に施行された改正道路交通法により、自転車の運転に関して、信号無視など一定の危険な違法行為をして、3 年以内に 2 回以上検挙された、また、事故を起こした者に対して、講習の受講を義務付ける「自転車運転者講習制度」が導入され、自転車利用者の対策が強化されました。

そのような中、建設局では、警察と連携を図り、講話や映像の視聴に加え、模擬道路での実技指導などによる参加・体験・実践型の交通安全教室を実施しています。特に、小学校の中・高学年には自転車の整備点検なども含めた内容とし、自転車の正しく安全な乗り方について指導を行っております。

また、中学校や高等学校には各学校での交通安全教育が円滑に行われるよう、自転車の交通ルールテキストなどの定期的な提供や、スタントマンによる交通事故の再現シーンを直視し、恐怖を実感することで危険な交通行動を未然に防ぐことを目的としたスケアード・ストレート交通安全教室を実施しています。

さらに、「堺市生涯学習まちづくり出前講座」を活用し、青年層から高齢者まで幅広い年齢層の市民の皆様を対象に「自転車事故にあわない・おこさない」ポイントを中心とした講習会も行っているところです。

教育委員会におきましては、児童生徒の自転車安全利用に関する安全意識の向上及び実践について、警察及び建設局と連携した交通安全教室の開催を積極的に推進しております。各学校では学校安全計画に位置付けて交通安全教室を実施しているほか、長期休業前の全校集会等定期的に自転車事故防止にかかる注意喚起や映像や講話などによる指導啓発も行っております。

しかしながら、自転車のルールやマナーに対する遵守意識や認識度は、まだまだ低く、また、自転車の関連する交通事故件数は減少傾向にあるものの、全交通事故件数に占める割合は依然として高いことから、今後におきましても、これまで行ってきた対策を継続して実施するとともに、さらに効果的な手法・手段による安全教育や広報・啓発に取り組んでまいります。

②平成 27 年 3 月に策定した「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン 50km」に基づき、自転車利用が多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域等を優先的に自転車レーン等の整備を今後も進めてまいります。

③本市では、通学路における交通安全対策として、地域や学校関係者からの要望に基づき、地元自治会や関係機関が合同で現地での立会を行い、効果的な改善策を検討し、可能な交通安全対策を実施しています。今後も通学路の交通安全対策に努めてまいります。

#### (4) 災害対策の強化にむけて

##### ①社会インフラ対策の強化 <継続>

今年度から 10 年間の計画期間で策定された「新・大阪府地震防災アクションプログラム」に基づき、これまでも取り組んできたライフラインの基幹設備の耐震化を着実に推進すること。特に大阪府内では、災害発生時に避難場所となる公立小中学校などを始めとした公立学校施設の校舎や、体育館などの耐震化がまだ完了していない。速やかにすべての公立学校などの耐震化を完了させること。

また、「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む社会資本を適切に維持管理・更新すること。

(回答)

##### 【教育委員会事務局学校管理部施設課】

市立学校園の校舎・体育館の耐震化については、平成 26 年度に完了しております。

##### 【上下水道局 上水道部 配水計画課】

水道施設については、整備事業計画を策定し計画的に水道施設の耐震化を行っております。

なお、現在、整備事業計画に替わる新たな計画として堺市水道ビジョンを策定中であり、平成 28 年度からは堺市水道ビジョンに基づき、計画的に水道施設の耐震化を行ってまいります。

詳しくは、上下水道局ホームページをご覧ください。

##### 【上下水道局 下水道部 下水道計画課】

下水道部としましては、避難所（小学校）におけるマンホールトイレの設置、避難所（小学校）と処理場を結ぶ下水管、重要な管きょ（軌道を横断する管きょ、法河川を横断する管きょなど）として位置づけた下水管及び下水処理場・ポンプ場施設の耐震化について、引続き計画的に取り組んでまいります。

下水道施設については、現在、耐用年数が超過した設備を計画的に改築更新しております。引続き、継続して計画的に改築更新に取り組んでまいります。

また、下水管についても今後、耐用年数を超過するものについて、計画的に調査を実施し、効率的な改築更新を行ってまいります。

##### 【建設局 土木部 建設総務課】

道路・橋りょうなどの社会インフラの老朽化対策については、損傷が小さいうちに補修を行う予防保全の考え方も取り入れ、施設の安全性の確保と費用の平準化に向け取り組んでいるところです。

また、現在、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として「公共施設等総合管理計画」を策定する方向で検討を進めており、これまで以上に社会インフラの計画的で適切な維持管理・更新に努めてまいります。

##### 【建設局 道路部 道路整備課】

橋りょう耐震強化事業については、緊急交通路や津波避難路等の重要橋りょう 150 橋に対して順次整備を進めており、平成 26 年度末で 70 橋の耐震化が完了しております。耐震化の完了時期については、「堺市地震防災アクションプラン」に基づき、大阪府と同様に平成 32 年度末をめざしております。

②災害発生時の迅速な情報提供と避難行動要支援者の支援体制について <継続>

大規模災害など緊急事態発生時に、情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、人的体制も含めた整備を行うこと。特に視聴覚に障がいのある人への対応、定住外国人など多言語での情報発信などにも迅速に対応できる体制を整備すること。また、児童用、障がい者用、外国人用の防災・減災についてのパンフレットを作成し効果的に配布するなどの取り組みを行うこと。

さらに市町村で進められている避難行動要支援者の名簿作成などは、地域の状況を把握しながら着実に実施し、災害発生時に確実に避難行動に繋がる体制整備を行うこと。

(回答)

【危機管理室 危機管理担当】

本市では、大規模災害など緊急事態発生時に、情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、職員への機器取扱いの訓練・研修の実施など人的体制の整備とともに、河川氾濫、土砂災害及び津波浸水リスクのある地域へ防災行政無線屋外スピーカーを設置し、増強も進めています。

その外にも、登録制のおおさか防災情報メールやインターネット、ホームページ、テレビ、ラジオ、聴覚障害者向けの i-FAX (アイファックス)、ツイッター、広報車など、多様な手段での情報伝達に努めています。

また、防災行政無線は、地形、風向きなどの条件の影響を受けやすいとともに、豪雨の際などに音声聞こえにくいといった問題があるため、本市では、平成 27 年 4 月より、防災行政無線が聞き取れない場合に備え、放送内容が電話で確認できるテレホンサービス (0180-99-7333) も導入しています。

【健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課】

本市では、障害のある人をはじめ避難行動要支援者の日ごろの備え方や災害時の行動方法、支援を行う際のポイントなどについて、冊子「安心の第一歩」の配布を行っています。今後もこのような冊子等を活用して避難行動要支援者本人や家族、支援者に対して災害対策の啓発を行ってまいります。

また、地域の避難支援の取り組みを進めるため、避難行動要支援者訪問調査を実施しています。これは、地震などの災害が発生した場合に安全な場所に避難するため、支援が必要と思われる方の実態調査です。各校区の自治会校区代表者、民生委員児童委員長、校区福祉委員長の三者から同意が得られた校区において、行政が保有する避難行動要支援者リスト登載者を対象に、民生委員児童委員による訪問調査を希望するかどうかをお尋ねするダイレクトメールを送付し、希望された方について、民生委員児童委員による訪問調査を実施しています。

民生委員児童委員による訪問調査実施後、本人同意が得られた方の名簿をリスト化して避難行動要支援者一覧表を作成し、地域へ提供しております。

今後も避難行動要支援者訪問調査を継続実施することで、災害時の安否確認はもちろんのこと、平常時の見守り活動など、日ごろからの地域での関係づくりを推進してまいります。

【文化観光局 国際部 国際課】

本市では、大規模災害により長期的に避難所が開設される際に、外国人市民に多言語で必要な情報を届ける等の支援を行うため「災害時多言語支援センター」を設置することとしており、当該センターの設置された場合に迅速に対応できるよう市職員や通訳ボランティア向けの研修・訓練を行っています。

さらに、外国人市民向けに、毎月 7 言語で FM 放送を通じて生活情報等を提供していますが、災害等による被害の軽減を図り市民生活の安全・安心を確保することを目的に災害時における放送要請に関する協定を結び、災害が起こった場合は、放送番組中に避難情報や生活支援情報などの災害情報を提供することになっています。

また、特に風水害、地震、津波の知識や備え等についてイラストを交えながら解説する「外国人市民のための防災ハンドブック」を、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語とやさしい日本語の 7 言語で作成し、ホームページでの発信や、市民課などの窓口や日本語教室など、外国人の方々が来られる場所で配布しているほか、コミュニティーのキーパーソンを通じた情報提供にも積極的に取り組んでいます。

【教育委員会事務局 学校教育部 学校企画課】

教育委員会においては「防災教育の指導のてびき」を作成し、児童生徒への防災等に関する指導を充実させ、危機意識を高めるとともに、各学校では、保護者に対し、大規模災害発生時における子どもの引き渡しや連絡方法等を示しています。

### ③津波への対策強化 <補強>

今後発生が予測されている巨大地震での津波対策について、大阪府や近隣市町村と連携し、浸水被害が想定される地域の住民に対する啓発活動を行うとともに、地域住民への緊急情報システムを確立すること。

また、津波による浸水被害が想定される地下空間（商業施設や交通機関など）での迅速な避難に向け、避難ビルの指定や被害を想定した関係者間の連携、訓練なども実施すること。

さらに、臨海部工業地帯や石油コンビナート地区で働く労働者に対する津波避難対策を強化すること。特に、大阪府と連携し、「大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画」に基づく各事業者の津波避難計画の作成状況の把握や、該当エリアの避難対象者全員が避難できる場所の確保を行うこと。

(回答)

#### 【危機管理室 危機管理担当】

浸水被害が想定される地域の住民に対する啓発活動については、平成 25 年度に津波避難計画の策定と合わせて、ワークショップを通じて校区版津波ハザードマップを作成し、津波に対して確実な避難行動に結びつくような自主防災訓練の実施支援や出前講座などを通じて啓発を進めているところです。

今後発生が予測されている巨大地震等に備え、本市では、地域住民への情報伝達手段として、津波浸水リスクのある地域への防災行政無線屋外スピーカーの設置、増強に加え、大阪府に津波・大津波警報が発表された場合、住民の避難指示の合図となるモーターサイレンを整備し、さらに、停電時にも対応できるよう自家発電設備の設置を行っています。

また、防災行政無線の外にも、登録制のおおさか防災情報メールやインターネット、避難勧告等の情報を携帯電話やスマートフォンに強制的にお知らせする緊急速報メール、ホームページ、テレビ、ラジオ、聴覚障害者向けの i-FAX（アイファックス）、ツイッター、広報車など、多様な手段での情報伝達に努めています。

なお、ご意見をいただいている緊急情報システムとしては、上記の緊急速報メールも有効ですが、是非とも「おおさか防災情報メール」へのご登録をお願いしたいと思います。

おおさか防災情報メールは、携帯電話やスマートフォンでご登録いただくと、国民保護情報、避難勧告・指示状況、避難所開設情報、津波、地震、台風、気象警報（特別警報）・注意報、竜巻注意情報、土砂災害、水防警報、光化学スモッグ、その他緊急情報など、多くの情報を入手していただくことができます。（※）

#### ※おおさか防災情報メールのご登録方法

- ① 次の送信先に空メール（件名、本文に何も書かれていないメール）を送信してください。  
送信先：touroku@osaka-bousai.net
- ② 登録用 URL を記載したメールが返信されてまいりますので、当該 URL へアクセスいただき、登録作業を行ってください。

なお、防災行政無線は、地形、風向きなどの条件の影響を受けやすいとともに、豪雨の際などに音声が届きにくいといった問題があるため、本市では、平成 27 年 4 月より、防災行政無線が届き取れない場合に備え、放送内容が電話で確認できるテレフォンサービス（0180-99-7333）も導入しています。

また、本市と国土交通省の出先機関である近畿地方整備局が合同で、危機事象発生後の各防災関係機関の連携等、公助を中心とした「総合防災訓練」も定期的を実施しております。

なお、臨海工業地帯や石油コンビナート地区については、「石油コンビナート等特別防災区域内に立地する事業所のための津波避難計画作成指針（案）」（平成 27 年 4 月）に基づき事業者による津波避難計画策定や対応が確実にとられるよう大阪府と連携して進行管理を行うとともに、安全に避難できない場合の一時的避難場所としての津波避難ビルの指定拡充も併せて進めてまいります。

### ④集中豪雨など風水害の被害防止対策 <継続>

昨今、局地的な風水害の増加・大規模化が見られ、昨年は広島県での集中豪雨による土石流などの被害、本年も茨城県や栃木県で堤防の決壊などによる大規模な災害が起こっている。土砂災害防止の観点から、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備などを重点的に行うとともに、斜面の崩壊防止工事などを強化し、計画的に実施すること。さらに、都市部においても都市河川の急激な増水による被害を防ぐため、自治体の枠を超えた広域連携体制を強化するなどの対策を行うこと。

また、住民に対する災害に関する啓発活動を行うとともに、地域防災力の向上を図るため、地域コミュニティや自主防災組織の活動に対する支援を行うこと。

(回答)

**【危機管理室 危機管理担当】**

防災対策は「自分の命は自分で守る」が基本であり、災害発生時には自助・共助の取組みが大きな役割を担うことから、自助・共助の取組みを促進するため、市民の皆さまへのリスクの周知と備えを呼びかけています。

土砂災害、河川氾濫に関する住民への啓発活動としては、想定災害や避難方法などを記載した防災マップを地域に配布したほか、災害の想定される地域にお住まいの方に対し、災害の種別毎に啓発チラシを配布するとともに、必要に応じて説明会を実施しています。

また、区役所が中心となって出前講座の実施、防災訓練への支援の他、今年度からは避難所運営ワークショップの実施などにより、自主防災組織の活動に対する支援を行っているところです。

**【建設局 土木部 土木監理課】**

本市では、河川氾濫等の被害を未然に防ぐため、平時及び増水時の河川監視及び異常発見時の早急な水防作業などを実施するための水防体制を構築し、関係機関と連携を密にしながら対策を行っております。

さらに、平成25年9月10日には、泉州地域の9市4町（堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町）において、事前防御、初期対応を含め様々な分野での相互応援をより強力に実施することにより、被害の軽減と早期復旧につなげることを目的として「泉州地域災害時相互応援協定」を締結し、自治体の枠を超えた広域連携体制の強化に取り組んでいます。

**【建設局 土木部 河川水路課】**

大阪府が行う土砂災害警戒区域等の指定に関し、府と連携し、早期の区域指定が完了するように取り組んでいます。また、新たに区域指定が行われるごとに、土砂災害ハザードマップや堺市e-地図帳を更新し、早期の住民周知に努めています。

急傾斜地崩壊防止工事の施工については大阪府で行っており、地元から市へ要望書の提出があった場合は、府へ施工の要望を行っています。

**(5) 公共交通機関での防犯対策・啓発について <継続>**

**駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為が、依然増加傾向にある。国土交通省など行政機関による暴力行為防止キャンペーンなどとも連携し、トラブルが発生しやすい夜間の警備体制を充実させるとともに、広報紙やホームページを活用し、市町村民がトラブルに巻き込まれないよう、暴力行為の防止をアピールする具体的な啓発活動を行うこと。**

(回答)

**【建築都市局 交通部 公共交通課】**

本市は安全、安心なまちづくりを進めており、公共交通機関の駅構内や車内での係員に対する暴力は、利用者の安全にも関わる問題であると認識しています。

こうしたことから、市内の警察に対し、主要駅への警察官の巡回をお願いしているところです。

また、市のホームページに、事業者による“駅や車内でのマナー啓発”のページをリンクして、鉄道利用のマナー向上に向けた情報も提供しています。

鉄道事業者においても、お客様により安全・安心に鉄道をご利用いただける環境を実現していくことを目的として、暴力行為防止ポスター『これらはすべて暴力です』を各社の駅構内や列車内に掲出し、暴力行為の防止を啓発されています。

なお、市としましては、駅の安全・安心の確保は事業者が責任をもって解決いただくことが基本であると考えており、今回いただきましたご要望につきましては鉄道事業者にお伝えさせていただきます。

## 7. 堺地区協議会独自項目（7項目）

### (1) 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の推進強化 <新規>

百舌鳥・古市古墳群の世界遺産文化遺産登録の平成28年国内推薦に向けて、「百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を応援する市民の会」をはじめ企業・各種団体との連携の強化を図り、市民一体となった活動を推進すること。

(回答)

#### 【文化観光局 世界文化遺産推進室】

「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産登録に向けては、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに4者一丸となって取り組んでいます。

行政の取組みを後押しいただけるものとして、堺商工会議所や自治連合協議会等市内の様々な団体を中心となって「百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を応援する堺市民の会」が設立されたことは大変心強く思います。

世界文化遺産登録には、行政の取組みだけでなく、市民・企業・団体の皆さまの盛り上がりが必要であると考えています。平成27年の国内推薦は残念な結果となりましたが、引き続き、「堺市民の会」をはじめ市民、企業・団体と行政が一体となって、オール大阪、オールジャパンの力を結集して、平成28年の国内推薦、平成30年の世界文化遺産登録を確かなものとしたいので、今後ともご支援・ご協力をお願いします。

### (2) 「匠の技が生きるまち堺」の技術継承施策・人材育成施策の構築 <新規>

「匠の技が生きるまち堺」を推奨していく中で、学生が地元企業等に出向く「職業体験」や「インターンシップ」を現在、実施されているが、さらに教育機関、行政、企業、労働組合が連携し、働く者を技術指導講師として、学校へ迎え、地元企業・産業の魅力を伝えるとともに現場実践の匠の技を継承し、堺で育った子どもたちが、堺で働く人材育成施策を構築すること。

(回答)

#### 【産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課、雇用推進課】

本市では、堺経営者協会、南大阪地域大学コンソーシアムと協議会を設置し、地域人材の育成を目的としたインターンシップ事業や、学生や大学関係者に、市内企業の魅力を広く知っていただくことを目的とした、地元企業バス見学会などの取り組みを進めています。

本年度から、新たに就職希望者が多い市内高校での企業経営者による出前講座や人事担当者と就職指導担当教員との産学交流会を開催しております。

また、卓越した技能を有している方を「堺市ものづくりマイスター」として認定し、その技術に対する社会的な認知度を向上させるとともに、その優れた技能を継承して発展させるため、堺市ものづくりマイスター制度を実施しています。マイスターの事業所や学校、地域でものづくりの見学や体験を行う制度となります。引き続き、匠の技を直に触れていただく機会の提供などを通して、将来、堺で働いていただくための人材育成をすすめてまいります。

#### 【教育委員会事務局 学校教育部 学校企画課】

各学校では、地域人材を活用した職業講話や、地域の企業等での職場体験を実施しております。また、教育委員会のキャリア教育推進事業を通して、堺ゆかりの著名人や、社会の多様な分野における専門知識・技能を有する人材を講師とした実践、取組等を行っています。

### (3) 市内の宿泊施設の充実 <新規>

来阪外国人観光客が大幅に増加している状況下で、国内外からの観光客を受け入れる宿泊施設は逼迫している状況である。今後の世界文化遺産登録の推進や企業本社の転入増加を踏まえ、更なる宿泊施設の充実に向け、誘致の強化を図ること。

(回答)

#### 【文化観光局 観光部 観光推進課】

外国人宿泊者数などが大きく伸びてきていることから、堺においてもホテルの予約が取れにくい状況も発生しており、ホテルの需要は高まっているものと認識しています。

一方で、ホテル誘致については、宿泊施設や付帯の駐車場など相当規模の土地が必要なことや、交通アクセスなどの立地条件、整備資金の調達や事業の採算性といった課題もあると認識しています。

今後とも庁内関係部署とも連携し、意欲ある事業者の情報把握等に努めていきます。

#### **(4) 総合的な交通網の早期整備について <継続>**

臨海地域における交通渋滞の緩和ならびに大規模災害時の避難経路を考慮した、総合的な交通網の整備計画を進めること。

(回答)

##### **【建設局 道路部 道路計画課】**

当該地区は、幹線道路が既に整備されているため、渋滞を解消するには阪神高速道路湾岸線など規格の高い道路への転換を図ることが効果的であると考えています。

阪神圏の高速道路においては、平成 29 年度に新たな料金体系が導入される予定となっており、今後の交通流動の変化を確認していきたいと考えています。

また、臨海部の大規模災害時の避難経路においては、大阪府が「大阪府石油コンビナート等防災計画」（平成 26 年 3 月）に基づき、区域内に立地する事業所の津波避難計画の作成を推進しており、平成 27 年 4 月には津波避難計画作成指針（案）が示され、津波到達時間を考慮に入れた水平避難を基本とし、徒歩および自転車での避難のほか、浸水想定区域外への避難が間に合わない場合は浸水深より高い安全な場所に一時的に避難するなど、臨海地域の事業者自身の避難のあり方についてホームページに掲載するなどにより周知しているところです。

#### **(5) 環境美化まちづくりの推進 <継続>**

ごみの不法投棄に関する監視強化、企業・各種団体と連携美化推進プログラムに基づく、アドプト制度の浸透および支援団体の拡大を図り、市内の環境美化を推進すること。

(回答)

##### **【環境局 環境事業部 環境業務課】**

美しく快適なまちづくりを実現するため、不法投棄防止対策として、警察、各企業、各種団体、庁内関係課等との連携を強化し、監視パトロールの継続実施や監視カメラの設置拡大、啓発看板の掲示などの取り組みを行っています。また、地域に根差した美化活動の拡大、市民や事業者の美化意識の向上を図るため、市ホームページや広報紙等を通じて、アドプト制度や路上喫煙等マナー向上サポーター制度の周知と登録拡大に取り組んでいます。

今後も市民、事業者、関係行政機関等で組織する堺市美化推進協議会活動の活性化を図り、全市域的な環境美化の推進に努めてまいります。

#### **(6) 防犯体制整備と安全意識指導 <継続>**

「安心・安全のまちづくり」では、地域の市民が通学路や深夜コンビニエンスストアなどの見回りを行うなど、防犯活動を推進していくことも必要であるが、安心して暮らすには、警察による抑止力も重要である。

中区への警察署の設置については、地元からの要望もつよいため、青少年健全育成の観点、市民の安全の観点からも早期に実現すること。

(回答)

##### **【総務局 行政部 総務課、中区役所 企画総務課】**

中区への警察署の設置につきましては、地域防犯力の向上により、犯罪のない、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進める観点から、その必要性は十分認識しております。

本市では、建設のための用地を確保し、これまでも機会あるごとに大阪府警察本部をはじめ、関係機関に設置を働きかけてまいりました。

また、地域住民から警察署設置に向けた非常に強い要望があり、平成 27 年 1 月にも、地域の自治会を中心に集めていただいた約 72,000 名の署名を添えて、大阪府警察本部長へ要望するとともに、平成 27 年 9 月には、市長が大阪府警本部長に直接面会し、早期実現に向けて要望を行ったところです。

今後も、あらゆる機会をとらえ、警察署の設置について大阪府に対し要望し、働きかけてまいります。

#### **(7) スポーツを基点としたまちづくりの推進 <新規>**

堺市には、バレーボールのプレイヤーをはじめ、サッカーではセレッソ大阪との連携を強化するなど活発にスポーツ推進をされているが、今後、まちづくりの一つ起点として「スポーツタウン堺」をテーマに市民を浸透しより地域の活性化を進めること。

(回答)

**【文化観光局 スポーツ部 スポーツ推進課】**

平成 28 年 4 月の施行に向け第 2 次堺市スポーツ推進計画の策定を現在進めており、市民の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しむ環境を提供し、スポーツを通じて明るく元気で活力あるまち「スポーツタウン・堺」の実現をめざして、様々な施策に取り組んでいるところです。

トップレベル連携事業としては、これまで、堺ブレイザーズやセレッソ大阪堺レディースの知名度を活用した PR 業務により全国に広く堺市を発信するとともに、各種スポーツ教室や市民との交流イベントを開催しており、引き続き実施する予定です。

来年度は、2016 年シーズンなでしこリーグ 2 部昇格が決定したセレッソ大阪堺レディースと市民との交流イベントを、新たに計画しています。

また、ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、各国・地域代表チームのキャンプ地を J-GREEN 堺に誘致することにより、堺市を国内外へ PR し、かつ、地域の活性化及び市民のスポーツへの関心向上に繋げるよう事業を展開してまいります。

以上



**雇用・労働施策・WLB・経済・産業施策・中小企業施策**

**\* 大阪雇用対策会議**

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の 8 者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組み、国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている。

**\* 地域就労支援事業**

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等）を支援する事業。

**\* 地域労働ネットワーク**

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、府内 7 ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

**\* まち・ひと・しごと創生会議**

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう設置された会議。

**\* 生活困窮者自立支援法**

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための根拠法。

**\* 中間的就労**

一般的な職業に就く「一般就労」が難しい公的扶助の対象者に、本格的な就労に向けた準備の一環として、「日常生活の自立や社会参加のために働く」ことを指す。

中間的就労をすると、公的生活支援の受給を継続しながら、就労体験や軽作業に対して一定の賃金が支払われることとなる。

日本では、生活保護費の急増を抑制する方策のひとつとして、生活保護受給者に対する中間的就労の機会の提供などが政策課題として議論されている。

**\* 就労訓練事業（参考）**

生活困窮者自立支援法制度の中で、事業者が自治体から認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するもの。自立相談支援機関（生活困窮者自立法に基づき、自治体やその委託業者が運営）のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。

利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で、支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行い、最終的には一般就労（企業や事業所等で、一般の従業員と同じ働き型をすること）につながることを目標とする。

**\* 女性年齢階級別労働力率：M字カーブ**

女性労働者の働き方をグラフに表すと、30 歳代が就業していないためM字型曲線を描く。

**\* 男女いきいき・元気宣言**

「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女ともにいきいきと働くことができる取り組みを進める事業者を、大阪府が「男女いきいき・元気宣言」事業者として応援している。

## \* くるみん・プラチナくるみん

企業が行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、労働局へ申請することによって、次世代に基づく「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができ（くるみんマークの認定）、認定された企業には、税制優遇制度がある。

またくるみん認定基準に加えて、男性労働者で育児休業を取得した割合が一定以上となるなど、複数項目の基準を満たした場合、「プラチナくるみん」の認定を受けることができる。

## \* 父子手帳

地方自治体が発行・配布している父親向けの育児啓発冊子。妊娠から出産までの母体の変化や、その時々への接し方、父親の子育てへの関わり方、育児の基礎知識など、子育てに必要な知識が幅広く掲載されている。

母子保健法に定められ、すべての自治体が配布している母子手帳とは異なり、父子手帳は配布していない自治体や、独自に企画・制作する自治体もある。大阪府内の自治体では、未作成。

## \* 総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。

大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

## \* 公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。

指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。

2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。

2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。

2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

## \* MOBIO

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」

## \* 下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国（中小企業庁）が全国48カ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

## \* 下請二法

下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の二法のこと。

下請代金支払遅延等防止法とは、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。

また下請中小企業振興法とは、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じ、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

## \* 下請ガイドライン

下請事業者の皆様方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインのこと。

## \* B C P : Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。

災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。行政では、「業務継続計画」とされている。

## \* 大阪観光局

オール大阪で観光振興を担う観光プロ組織として、2013（平成 25）年度より設立。民間の経験豊かな観光のプロによるトップマネジメントのもと、民間の視点で事業を行う。

## 福祉・医療・子育て支援、教育・人権・行財政改革施策

### \* 不育症

妊娠はするものの、2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合を不育症という。

また、1人目を正常に分娩しても、2人目、3人目が続けて流産や死産になった際、続発性不育症として検査をし、治療を行う場合がある。

### \* 健康日本 21 (21 世紀における国民健康づくり運動)

健康寿命の延伸等を実現するために、2010 年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取り組みを促そうとするもの。

二次は、平成 25 年度から 34 年度までを推進する。

### \* 健康寿命

健康上の問題がなく日常生活を普通に遅れる状態を指す。健康寿命と平均寿命の差は、介護など人の手助けが必要となる可能性が高い期間の差となる。

### \* 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

### \* 地域医療構想

地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域の医療需要の将来推計等を活用して、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量や、めざすべき医療提供体制を実現するための施策等をまとめた構想。

<二次医療圏>

圏域名	区 域
豊 能	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町
三 島	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村
堺 市	堺市
泉 州	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
大阪市	大阪市

### **\* 介護職員処遇改善加算**

平成 24 年度介護報酬改定により、介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成 23 年度まで実施していた「介護職員処遇改善交付金」の相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、「介護職員処遇改善加算」が創設された。

### **\* 身元不明迷い人台帳**

大阪府内をはじめ全国の自治体で身元不明のまま保護されている方について、自治体からの届け出に基づき警察において整備され、行方不明者を探している家族等が当該台帳を閲覧することにより、迷い人の身元判明に資するもの。

### **\* 障害者差別解消法**

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定める。

### **\* 合理的配慮**

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。

### **\* 子ども・子育て支援新制度**

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組み。地域の実情に応じた学校教育・保育の整備を行うとともに、放課後児童クラブや地域子育て支援の実施体制を整え、公費による支援を実施。平成 27 年 4 月からスタート。

### **\* 所得連動返還型無利子奨学金制度**

家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入（年収 300 万円）を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度。

### **\* 公職選挙法**

平成 27 年 6 月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立。（平成 28 年 6 月 19 日施行）選挙権年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上となった。

### **\* 人権侵害救済法**

現在成立に向けて検討が進められている法案のひとつ。人権擁護法案の対案として民主党・部落解放同盟が出している法案。

### **\* 大阪戦略調整会議**

大阪府、大阪市、堺市と政策的に協調し、政策の一体性を確保するため設置。大阪府、大阪市、堺市が統一した戦略を構築し、多様な行政課題に効率的に対処する。

### **\* 個人番号（マイナンバー）**

住民票を有する全ての方に対して、1 人 1 番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定する。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わらない。

国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）することができるようになる。

## \* 法人番号制度

13 桁の法人番号が割り当てられ、2016 年 1 月から順次、社会保障・税分野の申告書及び法定調書などを提出する際に、これらの書類に法人番号の記載が求められる。法人番号は利用範囲の規定がなく、民間企業の幅広い分野で活用が期待できる。

また、法人番号は「商号」または「名称と本店」、もしくは主たる事業所の所在地の情報とともに、国税庁の法人番号公表サイトで公表される。法人番号が指定されるのは、国の機関および地方自治体、そして会社法その他の法令の規定により登記所の登記簿に記録された法人が基本。

これ以外に税務上、給与支払事務所等の開設届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書、消費税課税事業者届出書を提出する団体にも指定される。

## **環境・食料施策、社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

### \* 循環型社会形成推進基本法

2000 年 5 月に成立、同年 6 月 2 日に公布された法律で、資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築をめざすことを目的とし、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めたもの。

事業者や国民の「排出者責任」や「拡大生産者責任」の原則を確立していることや、処理の優先順位（〔1〕発生抑制〔2〕再使用〔3〕再生利用〔4〕熱回収〔5〕適正処分）を法制化した。

### \* フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

### \* 食品リサイクル製品一認証・普及制度

食品循環資源（食品廃棄物等のうち有効利用されるもの）から作られた肥料を第三者認証機関が認証し、その肥料で育てた農産物と、その農産物を使用して製造された加工食品に識別マークを与える制度。

財団法人日本土壌協会が運営主体で、2009 年度から本格的に運用開始している。

### \* 水循環基本法

国内の水資源の保全を図ることを目的として 2014 年 3 月 27 日に成立した法律。これまで 7 つの省が河川や上下水道、農業用水などを管理してきたが、内閣に「水循環政策本部」が設置され、一元的に管理、規制する体制になる。これまで法律で規制されてこなかった地下水も国や自治体の管理対象に含められている。

### \* 水循環基本計画

「水循環基本法」の成立に伴い、同法第 13 条に基づいて策定される水循環に関する基本的な計画で、2015 年 7 月 10 日に閣議決定された。流域ごとに自治体や国、有識者などが参加する「流域水循環協議会」を設置することが柱となっている。協議会で水循環に関する情報を共有し、流域水循環計画を策定する。2015 年度から 5 年間の計画で、地下水を適切に利用できるような管理体制も整える。

### \* 食品表示法

消費者基本法の基本理念を踏まえ、食品の賞味期限や保存方法、栄養成分などの表示義務付けの目的を統一・拡大するため、食品衛生法、JAS 法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合し、包括的かつ一元的な制度を創設するために制定されたもの。2015 年 4 月 1 日から施行。

### \* 大阪産(もん)6 次産業化サポートセンター

大阪府が 2015 年 4 月 28 日に「地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所」内に開設した、6 次産業化に取り組む農林漁業者等の総合的な支援を行うサポートセンター。

6 次産業化に関する相談を受け、必要に応じて中小企業診断士やデザイナーなどの専門家を派遣したり、研修会や異業種事業者等との交流会の開催、関係者のネットワーク構築などを行う。

## **\* 6 次産業化**

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語で、経営の多角化を指す。第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になること、各産業の単なる寄せ集め(足し算)ではなく、有機的・総合的結合を図る掛け算(1×2×3=6)であるとも言われている。

## **\* 空き家等対策の推進に関する特別措置法**

適切な管理が行われていない空き家などが、防災・衛生・景観などの面から地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、生活環境の保全や空き家等の活用を図る対応が必要とされてきたことから、2014年11月に成立・公布、2015年5月に全面施行された法律。

地域住民の生活に影響を及ぼす「特定空家等」とされた空き家に対して、市町村長は所有者などに適切な対策を行うよう求めることができ、その対策が適切に行われない場合は行政代執行法に基づいた適切な措置を講じることできる。措置に際して発生した費用は、所有者に対して請求できる。

## **\* 空き家バンク**

主に自治体が定住を促進するために、移住希望者と空き家の売却(または貸出)希望者をマッチングする制度(システム)。

## **\* 交通政策基本法**

交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保および向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担および有機的かつ効率的な連携、連携による施策の推進、交通の安全の確保など、交通に関する基本理念を定めた法律。2013年12月4日施行。

## **\* 新・大阪府地震防災アクションプログラム**

大阪府都市整備部が1998年に策定した地震防災アクションプログラムは、2009年に一度見直しが行われ、その後、2015年3月に再度の見直しが行われ、2015年度から10年間の計画として改定されているのがこのプログラム。「百数十年に一度の地震により津波で浸水」することを防ぐこと、広域緊急交通路の各日な通行の確保、避難、物資輸送のための道路、航路等の啓開体制の充実・強化などを主な目標として掲げた防災の取り組みをまとめたもの。

## **\* 大阪府都市基盤施設長寿命化計画**

都市基盤施設の老朽化に効率的・効果的に対応するために2015年3月に策定されたもの。

道路、河川、港湾、公園、下水道などの「効率的・効果的な維持管理の推進」や「持続可能な維持管理の仕組みの構築」に向け、今後10年を見通した「基本方針」と分野・施設ごとの対応方針を定めた「行動計画」で構成されている。

## **\* 避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

## **\* 大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画**

東日本大震災を教訓として、2012年3月に改定された「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特別防災区域に立地する各事業者が作成する「津波避難計画」の基本指針として全面改正されたもの。

津波想定の変更に伴う浸水地区の拡大や避難方法の原則、情報伝達方法の充実などについて記載されている。